【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年６月24日
【会社名】	株式会社イトーキ
【英訳名】	ITOKI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　松井 正
【本店の所在の場所】	大阪市城東区今福東一丁目４番12号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区入船三丁目２番10号
【電話番号】	東京０３(５５４３)１７０１(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 森谷 仁昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号） 株式会社イトーキ東京本社 （東京都中央区入船三丁目２番10号）

1【提出理由】

当社は、平成25年６月24日開催の取締役会において、平成25年８月９日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である伊藤喜オールスチール株式会社（以下、「伊藤喜オールスチール」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づいて提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	伊藤喜オールスチール株式会社
本店の所在地	千葉県野田市尾崎2288番地
代表者の氏名	代表取締役社長 玉置 喜代次
資本金の額	891百万円
純資産の額	2,258百万円（平成24年12月31日現在）
総資産の額	3,393百万円（平成24年12月31日現在）
事業の内容	オフィス家具の製造

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
売上高（百万円）	2,962	3,005	4,135
営業利益（百万円）	88	123	357
経常利益（百万円）	105	141	377
当期純利益（百万円）	69	55	219

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

名　称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
株式会社イトーキ	82.20%
株式会社みずほ銀行	2.11%
伊藤喜オールスチール従業員持株会	1.25%
日本生命保険相互会社	1.17%
株式会社ＫＥＣ	1.05%

（注）上記は、平成24年12月31日現在の大株主の状況です。

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、平成24年12月31日現在、伊藤喜オールスチールの発行済株式の82.20%を保有しております。
人的関係	当社の従業員５名が取締役を、当社の従業員１名が監査役をそれぞれ兼務しております。 また、当社の監査役１名が監査役を兼務しております。
取引関係	当社は、伊藤喜オールスチールよりカウンター製品等を仕入しております。また、機械設備の賃貸を行っております。

(2) 本株式交換の目的

当社は、昨年11月7日に公表致しました、本年から2015年までの中期経営計画「ローリングプラン2015（Ⅱ）」において「グループ全体でのＳＣＭ確立による製造原価低減」を骨子の一つとして掲げ、現在さまざまな取り組みを進めております。今後当社を取り巻く環境はさらに厳しくなることが予想される中、グループ全体での製造原価低減によるコスト競争力の強化と連結収益の拡大を図るためには、グループ経営の機動性を高め、意思決定の迅速化・経営管理の効率化をより一層強化することが必要不可欠であるとの認識から、当社主要製品の生産を担うグループの中核会社である伊藤喜オールスチールを本株式交換により完全子会社化することを決定致しました。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

① 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、伊藤喜オールスチールを株式交換完全子会社とする株式交換となります。

本株式交換は、当社については会社法第796条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、当社の株主総会の承認を得ることなく行います。伊藤喜オールスチールについては、平成25年７月８日開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を得たうえで行う予定です。

② 株式交換に係る割当ての内容

伊藤喜オールスチールの普通株式１株に対して、当社普通株式8.85株を割当て交付します。ただし当社が保有する伊藤喜オールスチールの普通株式444,624株については、本株式交換による割当ては行いません。

なお、交付する当社普通株式には当社が保有する自己株式（平成24年12月31日現在 2,441,569株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

③ その他の株式交換契約の内容

当社が伊藤喜オールスチールとの間で平成25年６月24日に締結した株式交換契約の内容は、以下のとおりです。

株式交換契約書

株式会社イトーキ（以下「甲」という）と伊藤喜オールスチール株式会社（以下「乙」という）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（株式交換）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第２条（商号および住所）

甲および乙の商号および住所は以下のとおりである。

(1) 甲

商号：株式会社イトーキ

住所：大阪市城東区今福東一丁目４番12号

(2) 乙

商号：伊藤喜オールスチール株式会社

住所：千葉県野田市尾崎2288番地

第３条（交付する株式およびその割当て）

１.甲は、本株式交換に際して、本株式交換の直前時である平成25年８月８日時点（以下「基準時」という）での乙の株主（以下「対象株主」という）に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式8.85の割合をもって甲の株式を割当交付する。ただし、甲の所有する乙の株式については、この限りではない。

２.甲は、前項に定める割当交付につき、新たに株式を発行せず、甲の所有する自己株式を交付する。

３.甲は、前項に基づき割り当てる株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条に従いこれを処理する。

第４条（資本金および準備金の額）

本株式交換により甲の資本金および準備金の額は、変動しないものとする。

第５条（株式交換の効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、平成25年８月９日とする。ただし、本株式交換手続進行上の必要性その他の事由により、甲および乙は、合意により効力発生日を変更することができる。

第６条（株主総会の承認）

１.甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行なう。ただし、同法第796条第4項の規定により、甲の株主総会の決議による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

２.乙は、平成25年7月8日に臨時株主総会を開催し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。ただし、乙は甲との合意によりこの開催日を変更することができる。

第７条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、保存を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえでこれを行なう。

第８条（株式交換条件の変更および本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたとき、その他本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲および乙は、協議のうえ本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除して本株式交換を中止することができる。

第９条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

(1) 第6条第1項ただし書に定める場合において、甲の会社法第795条第1項の規定による株主総会の承認が効

力発生日に前日までに得られない時。
（2）第6条第2項に定める乙の株主総会の承認または法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合。
第10条（協議事項）
本契約に定める事項のほか本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議のうえ定める。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年６月24日
甲　大阪市城東区今福東一丁目４番12号
株式会社イトーキ
代表取締役社長　松井 正
乙　千葉県野田市尾崎2288番地
伊藤喜オールスチール株式会社
代表取締役社長　玉置 喜代次

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公正性・妥当性を確保するため、当社と伊藤喜オールスチールは両者から独立した第三者機関をそれぞれ選定し、両第三者機関に対して当社及び伊藤喜オールスチールの株式価値の算定を依頼しました。両第三者機関は、上場会社である当社の株式価値については市場株価法により、非上場会社である伊藤喜オールスチールの株式価値については各種評価方式を検討した結果、時価純資産法によりそれぞれ算定しました。当社及び伊藤喜オールスチールはその両算定結果を参考に両社間において協議のうえ、株式交換比率を決定いたしました。

なお、株式交換比率については、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ、変更することがあります。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社イトーキ
本店の所在地	大阪市城東区今福東一丁目４番12号
代表者の氏名	代表取締役社長 松井 正
資本金の額	5,277百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	オフィス家具の製造販売、設備機器什器の製造販売、オフィス建材内装工事、その他サービス事業

以 上